

越前市子ども・子育て支援計画（第2次）【概要版】

令和元年度～令和6年度

市子ども条例の趣旨に沿い、「市子ども・子育て支援計画」の第2次計画を策定します。
今回の計画では、「市子ども・子育て支援事業計画」及び「市ひとり親家庭自立支援計画」との一体化を図ります。

計画の位置づけ

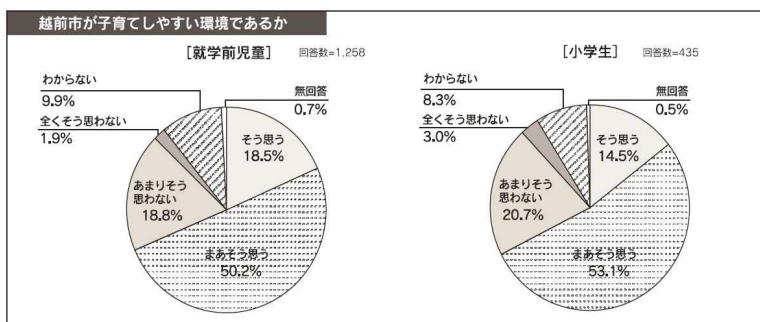
子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく、市町村行動計画に位置付けた計画とします。

また、市の上位計画である市総合計画の柱である「元気なづくり」の分野別計画とし、全ての福祉分野の上位計画となる市地域福祉計画や、子ども・子育て支援に関する他の計画との整合性も図っています。

前計画期間の主な取組み

平成25年度より、様々な取組みを進めてきました。

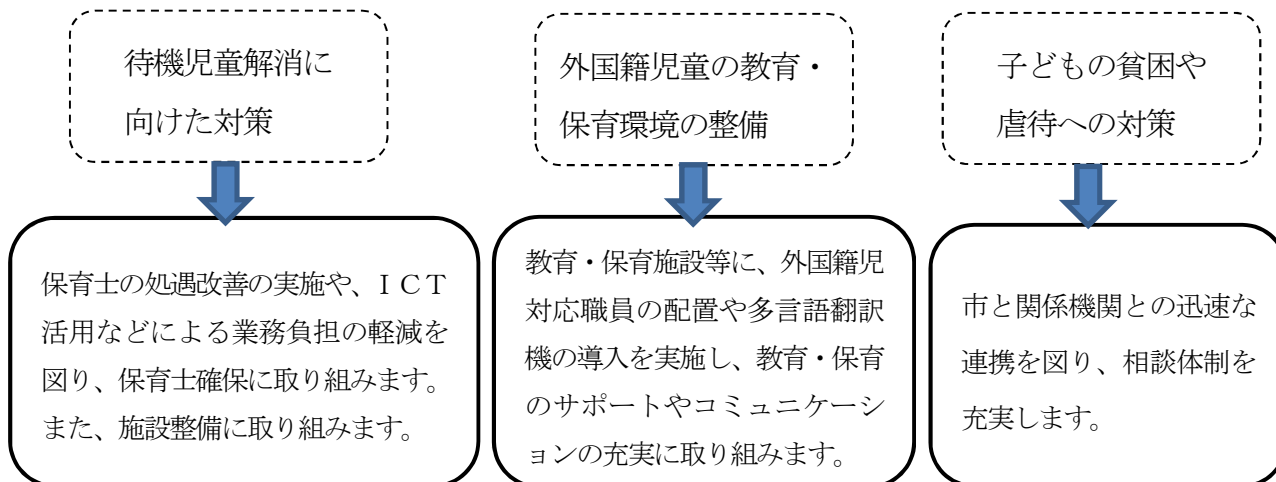
- 「子ども・子育て総合相談室」、「子育て世代包括支援センター」の設置
- ひとり親家庭の子どもに対する支援の充実（学習教室の実施や、病児・病後児保育利用料、放課後児童クラブ利用料及び高校生への通学定期代の助成など）
- 学習支援を前提とした、地域における子どもの居場所づくり事業の実施
- 幼保一体化の推進、幼児教育アドバイザーの配置
- 子どもが安心して遊べる場の整備（武生中央公園 だるまちゃん広場）
- 子ども医療費助成の拡充
- 地域子ども・子育て支援事業の推進



市子ども・子育て会議において、毎年度、市子ども・子育て支援事業計画の事業の評価を行い、その結果を市ホームページで公表してきました。

重点課題と対策

本市の現状やニーズ調査結果、国の政策動向などから、子どもや子育て世帯を取り巻く様々な課題が見えてきています。特に強化すべき大きな課題を次の3つとし、様々な施策を展開し取り組みます。



計画の基本理念と体系図

基本理念「一人ひとりの子どもの成長と自立への支援」

基本目標 1 子どもが健やかに育つよう、全ての家庭における子どもの養育を社会全体で支援します

基本目標 2 子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て環境を整備します

基本目標 3 次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことができるよう、社会全体で支援します

基本柱Ⅰ

子どもの権利が守られる社会づくり

- 1 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取組み
- 2 子どもや子育て世帯の社会参加の促進

基本柱Ⅱ

多様化する仕事や家庭を支える社会づくり

- 1 仕事と子育てが両立できる職場環境の充実
- 2 家庭の実情にあった子育て支援の充実

基本柱Ⅲ

子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備

- 1 教育・保育のための施設整備
- 2 子どもの安全を守る環境の整備
- 3 子育てに適した生活空間の整備
- 4 子育て家庭の経済的負担の軽減

基本柱Ⅳ

子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり

- 1 就学前教育・保育内容の充実
- 2 義務教育内容の充実
- 3 地域力を活用した子育て支援
- 4 家庭教育力の向上
- 5 青少年の健全育成

基本柱Ⅴ

支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進

- 1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 生活困窮家庭への総合的な支援
- 4 発達に支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制の充実
- 5 障がいのある子どもや家庭への支援体制の充実
- 6 外国人の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実

基本柱Ⅵ

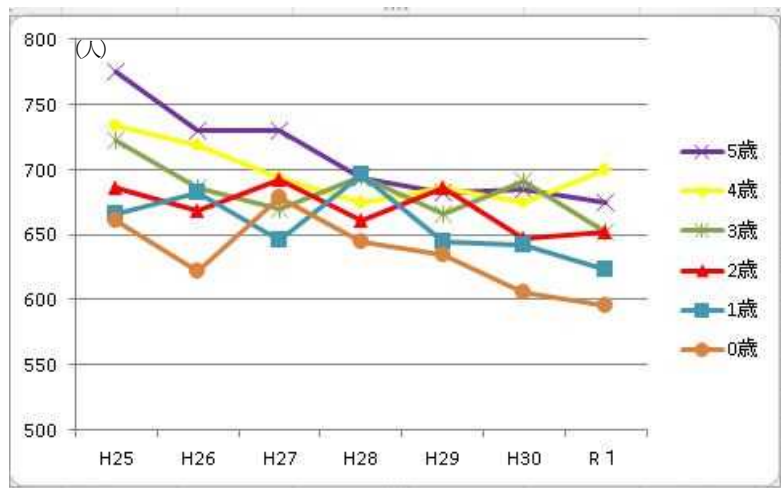
親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進

- 1 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実
- 2 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 3 子どもと親の健康を守る取組み

子ども・子育て支援事業計画（第2期）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、国の基本指針に基づいて子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための計画です。

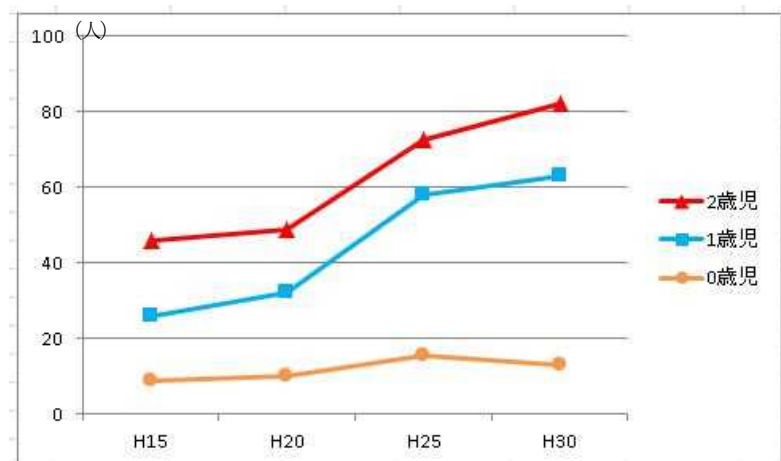
少子化と保育ニーズの低年齢化が進んでいます



0歳～5歳児の人口推移

本市の0～5歳児の年齢別人口の推移を見ると、年々減少傾向にあることがわかります。

資料：住民基本台帳



就学前教育・保育施設の入所状況

保育所・認定こども園・幼稚園の入園状況をみると、平成25年度は0歳児の16%、1歳児の58%、2歳児の73%が入園していましたが、平成30年度は0歳児13%、1歳児63%、2歳児83%が入園しており、年々入所率が高まり、保育ニーズの低年齢化が進んでいます。

資料：子ども福祉課・教育振興課

教育・保育の受け皿が必要です

国は、「子育て安心プラン」において、令和4年度末までに、保育の受け皿を整備することとしています。令和6年度までの教育・保育の需要量の見込みと供給できる確保量を算出しました。

本市では、令和3年度まで、量の見込みが確保量を大幅に上回るため、施設整備及び保育士確保などの対策が早急に必要です。

量の見込み	令和1年度				令和3年度				令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1、2歳			0歳	1、2歳			0歳	1、2歳
①量の見込み(人)	395	1,610	320	970	375	1,540	305	960	370	1,500	305	930
②確保量(人)	949	1,562	298	923	964	1,577	298	923	964	1,577	298	923
②-①(人)	554	△48	△22	△47	589	37	△7	△37	594	77	△7	△7

※ 1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合

※ 2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

※ 3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

※ 確保量：平成31年4月1日時点で確定している定員

教育・保育のための環境を整備します

本事業計画では、3つの基本方針を定め、教育・保育の環境を整備していきます。

基本方針1 一貫性のある教育・保育や個別支援の充実

一人ひとりの子どもが、その子に応じた教育・保育や支援を受けられるよう、すべての地区で、小学校と就学前教育・保育との連携を深めます。

基本方針2 就学前教育・保育施設の適正配置

教育・保育の一体的な提供の推進においては、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境の整備が重要です。中長期的な需要量の見通しや、公私立園の均衡に配慮した就学前教育・保育施設の適正な配置及び運営の推進を図ります。

基本方針3 親や地域子育て力の向上

保護者や地域での子育て力が高まるよう、身近な地域で様々な子育てに関する相談ができる場所を設けるなど、切れ目のない子育て支援を強化し、地域に開かれた子育て支援の機能の充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業に取り組みます

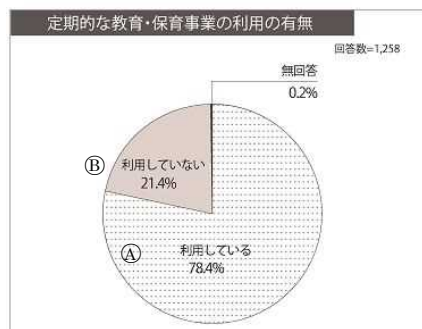
多様なニーズに対応するため、子ども・子育て支援法で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心に、今後の利用量の見込みを行い、事業に取り組みます。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ①利用者支援事業 | ⑦一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑧延長保育事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑨休日保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑫放課後子ども教室 |
| ⑥子育て短期支援事業 | |

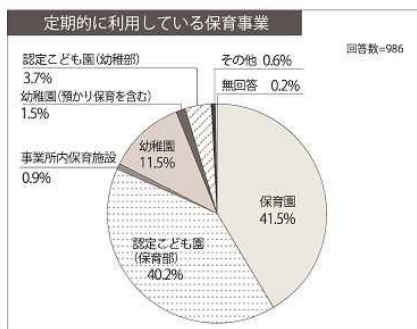
子育て支援に関するニーズ調査（平成30年実施）

平成30年11月に、0歳から小学4年生の保護者2500人を無作為に抽出し調査を実施しました。回答率は67.7%と高く、また多くの自由意見が寄せられました。

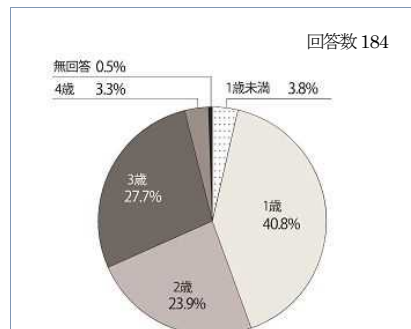
定期的な教育・保育事業を利用しているか



④利用している人の内訳



⑩利用していない人が利用を始めた年齢



[就学前児童保護者回答]